

令和3年度外国人英語指導者配置にかかる派遣契約仕様書

御殿場市教育委員会

1 業務

御殿場市内の各小中学校における外国人英語指導者（ALT：Assistant Language Teacher）による英語指導業務及び当該関連業務

2 業務履行計画

業務契約の期日等については、協議のうえ計画立案する。

3 業務履行体制

- (1) 履行期間…令和3年4月1日から令和4年3月31日のうち、始業式から修了式まで
- (2) 配置校…市内小中学校別のグループ
- (3) 履行日…月曜日から金曜日、年間209日（授業日206日＋研修会3日）を予定
- (4) 履行時間…午前8時から午後4時30分まで
- (5) 履行方法…グループ内で計画
- (6) 履行内容…外国語（英語）、小学校外国語活動及び総合的な学習の時間を中心とした指導、学級活動や委員会活動、学校行事等特別活動の指導、部活動の支援等（下記の業務内容による）
- (7) その他…業務契約の期間内は、同一の外国人英語指導者を配置する。

4 外国人英語指導者の資格

外国人（母国語が英語）であり、次のいずれかに該当する者

- ・教職の経験がある者
- ・英語教育の免許状を取得している者
- ・TEFL、TESOL（英語を母国語としない人に英語を教える学部）を修了している者
- ・文部科学省資格認定試験（JETプログラム）に合格している者
- ・その他、これに類する資格を有する者

5 業務内容

児童生徒及び教職員の英語コミュニケーション能力の向上のため、学校の年間計画、教育課程のすべてにわたり委託された業務を履行する。

- (1) 授業を進めていく中での、コミュニケーション能力の重点的な指導
- (2) 国際理解に関する授業等の指導
- (3) 外国語（英語）及び小学校外国語活動以外の教科、総合的な学習の時間の指導
- (4) 学級活動や委員会活動、学校行事等の特別活動の指導
- (5) 給食、清掃時間の児童生徒との交流及び指導
- (6) 部活動等の支援
- (7) 教職員の英会話上達に係る研修会の指導

- (8) 校内研修での指導
- (9) 外国語（英語）及び小学校外国語活動研修会等における指導または参観
- (10) スピーチコンテストの指導や参観
- (11) 前(1)から(10)に付随または関連する業務
- (12) その他、御殿場市が必要と認め、受託者が合意した業務

6 業者選択のためのプレゼンテーション等

教育活動であるので、外国人英語指導者の採用、業者の考え方、方針等を、プレゼンテーション等により確認した上で、選択をする。

7 活動の評価

- (1) 各学校の外国人英語指導者担当は、外国人英語指導者の指導が児童生徒にとって有効な活動になっているかを確認する。
- (2) 評価が低い場合は外国人英語指導者の業務の改善を業者に依頼すると共に、次年度の業者選択の資料とする。

8 その他

- (1) 各グループを構成する学校については、学級編制基準日の学級数により変更する場合がある。
- (2) 学校におけるコンピュータの使用については、配置校の教頭の許可を受け使用する。このとき、私的な使用はしない。

9 個人情報保護

個人情報保護について以下の点について努めること。

- (1) 個人情報の秘密の保持
- (2) 個人情報の適正な管理
- (3) 再委託の禁止
- (4) 個人情報の委託目的以外の使用の禁止及び第三者への提供の禁止
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (6) 個人情報の取り扱いに関する事故発生時における報告義務
- (7) 契約に違反したときの契約解除及び損害賠償
- (8) その他個人情報の保護に関し必要な事項

（御殿場市個人情報保護条例施行規則平成 15 年御殿場市規則第 26 号第 3 条第 3 号）